荒川区景観条例の一部を改正する条例を公布する。

上記の議案を提出する。

令和８年１０月２６日

荒川区長　滝　口　学

荒川区条例第２９号

荒川区景観条例の一部を改正する条例

荒川区景観条例（平成２３年荒川区条例第３０号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（届出事項等） 第１１条　（略） ２　（略） ３　法第１６条第５項後段の規定による通知を行った国の機関又は地方公共団体は、その通知に係る行為の内容を変更しようとするとき（当該変更により当該通知に係る行為が同条第８項各号のいずれかに該当することとなるときを除く。）は、あらかじめ、その旨を区長に通知しなければならない。 ４　法第１６条第８項第１２号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。 （１）から（４）まで　（略） ５及び６　（略） （景観計画への適合） 第１６条　法第１６条第１項各号に掲げる行為のうち同条第８項の規定により同条第１項の規定による届出を要しないとされる行為（第１１条第４項第４号に掲げる行為に限る。）であっても、景観計画区域内においてこれを行う者は、景観計画に定める事項に適合するよう努めなければならない。	（届出事項等） 第１１条　（略） ２　（略） ３　法第１６条第５項後段の規定による通知を行った国の機関又は地方公共団体は、その通知に係る行為の内容を変更しようとするとき（当該変更により当該通知に係る行為が同条第７項各号のいずれかに該当することとなるときを除く。）は、あらかじめ、その旨を区長に通知しなければならない。 ４　法第１６条第７項第１１号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。 （１）から（４）まで　（略） ５及び６　（略） （景観計画への適合） 第１６条　法第１６条第１項各号に掲げる行為のうち同条第７項の規定により同条第１項の規定による届出を要しないとされる行為（第１１条第４項第４号に掲げる行為に限る。）であっても、景観計画区域内においてこれを行う者は、景観計画に定める事項に適合するよう努めなければならない。

附　則

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和８年法律第２３号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。